

(様式第1号)

令和元年度第1回 芦屋市自立支援協議会 会議録

日 時	令和元年8月9日 金曜日 午後1時30分～午後3時30分
場 所	東館3階 大会議室
出席者	会 長 堺 敦 副 会 長 木下 隆志 委 員 土田 陽三 仲西 博子 丸山 千尋 藤永 紀代美 藤川 喜正 芦田 朗子 杉田 俱子 木村 嘉孝 朝倉 己作 齊藤 登 岡本 直子 加納 多恵子 脇 朋美 三芳 学 古結 香南 津田 美穂 上田 利重子 齋藤 正樹 福田 晶子 安達 昌宏 欠席委員 濱田 理 事務局 柏原 由紀 長谷 啓弘 榊井 大輔 三浦 健太郎 関係課 地域福祉課 鳥越 雅也 中山 裕雅 子育て推進課 池田 聡子
事務局	障害福祉課
会議の公開	■ 公 開
傍聴者数	5 人

1 会議次第

(1) 開会

開始時点で23人中22人の委員の出席により成立

(2) 委員委嘱

(3) 会長挨拶

(4) 委員及び事務局の紹介

(5) 議事

①平成30年度相談支援事業実績報告及び令和元年度実施計画について

②令和元年度基幹相談支援センター実施計画について

③実務者会及び専門部会活動報告について

④第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実績報告について

⑤その他

(6) 閉会

2 提出資料

資料1

芦屋市自立支援協議会委員名簿

資料2-1～2-2

平成30年度相談支援事業実績報告及び令和元年度実施計画

資料3

令和元年度基幹相談支援センター実施計画

資料4-1～4-4

実務者会及び専門部会活動報告

資料5

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画進捗状況の点検・評価について

### 3 審議経過

#### (1) 平成30年度相談支援事業実績報告及び令和元年度実施計画について

相談支援事業所の各相談員より「平成30年度相談支援事業実績報告及び令和元年度実施計画について」説明し、続けて藤川委員より、「障がい者就労支援事業における平成30年度相談支援事業実績報告及び令和元年度実施計画について」説明

(堺会長)

各相談支援事業所の相談員からの報告について、一括して各委員から何かご提案やご意見はありますか。

(朝倉委員)

相談の件数には計画相談は入っていますか。

(津田委員)

少なくともはなっていますが入っております。

(朝倉委員)

実は連携についてですが、私も知的障がいの相談員をしています。ですが私との連携は何もないですね。

(堺会長)

昔からないですね。

(朝倉委員)

私にも特には連絡はありません、以前にも障害福祉課には言いましたが、私の受けている相談などはもうなくていいのではないかと思っています。これだけの件数を受けておられますし、私に入ってくる相談というのは、それほど件数はありませんので。他の身体や精神のケースなどは分かりませんが、今ご報告いただいたくらいの件数を受けていただいているのであれば、もう私のところで同じように相談を受ける必要はないと思っています。

そうは言っても、今私が請け負っている事業は国の制度上のものであるので大切にしていきたいと思っております。しかしながら、現状から考えると辞めることも含めて何らかの整理がいるのではないかと思っています。

(堺会長)

ご提案ありがとうございます。朝倉委員の育成会で実施されている研修も含めて相談員事業は本当に古くから運営している事業ですね。これを基に今の一般相談や計画相談に移行してきたのですが、経過の中でうまく話し合うなど引継ぎがなされていなかった。その点をご指摘されたのだと思います。

(朝倉委員)

決してやめるという主張だけではなく、ここまでしていただき感謝している点も含めてお伝えさせていただきました。

(堺会長)

ありがとうございます。杉田委員におかれても身体障がい者相談員でしたね。そういう歴史的なことはあまりご存じでない方も多いのではないのでしょうか。

(杉田委員)

私は現在相談員をしておりませんが、過去に相談員をしていた時、相談件数は本当に少なかったと思います。ただ、ピアカウンセラーということで役に立つことがあればと思い引き受けていました。私が答えられなくても、身体障害者福祉協会には相談員としての経験が豊かな者がおりますので、そういった方に繋ぐことはできると思います。ただ、朝倉委員が仰ったように、こんなに多くの相談を一般相談で受けていただき、様々な事業所等に繋げていただいている現状を考えれば不要なのではないかとも思います。

(堺会長)

ありがとうございました。参考意見とさせていただきます。

藤野委員、西播磨や県内の状況、阪神間の障がい者就労についてお気付きのことはありますか。

(藤野委員)

そうですね。20年前と10年前と、障がいのある人の雇用状況については大きな移り変わりがあります。この点は皆さんも肌で感じておられると思います。先程朝倉委員からお話がありましたが、このようなネットワークが構築されて、相談を受けていただくところがどこになるのかを多くの方が分かるようになったことが大きいと思います。ハローワークとしては障がいのある人の雇用・労働の問題に直面した時に、ハローワークを思い出していただきたいと思っております。相談がないことが一番いいのですが、相談がないからといって看板を下ろすことは致しません。朝倉委員や杉田委員も相談員という看板は下ろさずに、いざという時のためにも今のままやっただけであればありがたいと思います。御二人方の繋がりもこの歴史の中にあるのではないかと思います。制度上あるのであれば引き続きお願いしたいですが、その一方で、今後発展的解消はあり得ると思います。

(堺委員)

ありがとうございました。相談事業は全国的に人材が育ちにくく、退職されると後任がなかなか見つからないということもあり、現在の相談員さんには継続して取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(齋藤委員)

相談員の皆様、いろいろとありがとうございました。グラフでは明るい材料といえますか、薬の種類が減ってきているとか良い話が出てきております。障がいのある人の居場所

の話でも、高齢者の「いきがいデイサービス」だとか、陽光町の「わいわい食堂」ですとか、いろいろ明るい材料が出てきています。これは社会的に弱い立場にある「こども、障がいのある人、老人」といろいろなジャンルにわたり連携が出来つつある結果ではないかなと感じています。

また、専門部会で検討を重ねてきた「あしやねっと♪」が先日ネットで公開されたばかりですが、居場所の活用ということでいい事例が出ております。こうした内容も「あしやねっと♪」に載せることはできないのかと感じておりますがいかがでしょうか。

(津田委員)

障がい者施策に沿ったものは載せますが、高齢者対象施設に障がいのある人も利用できるということを掲載しますと、皆さんが一斉に希望された場合その施設が対応できるかという問題が発生しますので、そのような点からも現場はかなり気を遣っています。先程のご説明のとおり一覧にして御案内することについても、そういったところも配慮しながら慎重に取り扱っております。

(堺会長)

ありがとうございました。

次に三芳委員から基幹相談支援センター実施計画について、説明をお願いします。

## (2) 令和元年度基幹相談支援センター実施計画について

基幹相談支援センターより「令和元年度基幹相談支援センター実施計画について」説明

(堺会長)

仲西委員、今の地域移行等々ですが、アドバイスや補足があればお願いします。

(仲西委員)

地域移行は順調に進んでおりますが、地域移行が進むと次に地域定着の問題がでてきます。調子が崩れれば短期的には入院となりますが、地域に定着して住み続けていただくための新体制について今後地域移行と共に少しずつ進めていきたいと思っております。

(堺会長)

協委員、権利擁護関係で補足はありますか。

(協委員)

地域への啓発や障がい者虐待防止の研修会については相談員の方とともに進めております。今年度実施時期については調整中ですが、市内3地区を回り、最終的には市内全9地区を回っていきたくと思っております。皆様ご協力よろしくお願いたします。

(堺会長)

ありがとうございました。県立芦屋特別支援学校の芦田先生，福祉と教育の連携について何かございませんか。

(芦田委員)

芦屋特別支援学校では2年前より専任のコーディネーターを設置し，コーディネーターを中心に福祉との連携を進めておりますので，何かあれば直接相談できる体制をとっております。ここ最近，虐待のケースが増えておりまして，西宮こども家庭センターなどとの連携も必要になってきております。今後ともすぐに相談できる体制を構築して参りたいと思っております。

(堺会長)

よろしく願いいたします。それでは民生委員の立場からご意見ございますか。

(岡本委員)

以前に比べ精神的な病をお持ちなのだろうなという方，先程ありました高次脳機能障害というのでしょうか，そのような病気をお持ちの方のご相談があり，社会福祉協議会と共に取り組んでおります。心配事相談には民生委員各自が積極的に関わらせていただいております。ただ，今年は民生委員の改選時であるため1/3くらいの方が来年度新たに着任されますので，障がいのある人への理解などを三芳委員もおられる基幹相談より研修していただくことになっておりますし，権利擁護センターの協委員には各地区福祉委員に巡回いただけるということですのでどうぞよろしくお願い致します。

(堺会長)

ありがとうございます。実務者会及び専門部会活動報告について，引き続き三芳委員よりお願いします。

### (3) 実務者会及び専門部会活動報告について

基幹相談支援センターより「実務者会及び専門部会活動報告について」説明

(三芳委員)

実務者会の座長について，自立支援協議会の会長が指名することと要綱に規定されています。ご指名をお願いいたします。

(堺会長)

それでは，「芦屋市立みどり地域生活支援センター」の奥谷憲二郎さんを座長に指名します。

(三芳委員)

では，「芦屋市立みどり地域生活支援センター」の奥谷憲二郎さんを座長として，実務者会を運営します。

(堺会長)

ありがとうございます。それでは、医師のお立場から土田委員ご意見ございませんか。

(土田委員)

私は障がいのある人とは診察という場面でしか関わりがないので、本日お聞きした地域での関わり方等については医師会へ報告させていただきたいと思います。

(堺委員)

どうぞよろしくお願いいいたします。他にご意見はありませんでしょうか。

(仲西委員)

それぞれの事業を見ていますと、単年度で終わる事業がほとんどになっています。単年度ごとの事業となれば継続性が損なわれます。是非その点についても考慮いただければと思います。

(事務局)

資料3で基幹相談支援センターの事業報告において、例えばこの度の「あしやねっと♪」の運営についても単年度で終わるわけではなく、今後この「あしやねっと♪」を運用していく必要がありますので今後もずっと継続してまいります。この事業については前々年度の実務者会で取り上げられ、昨年度の専門部会で取り組んだ項目です。また、65歳問題プロジェクトについても一昨年度の専門部会での取組事項であります。こちらも今年度引き続き取り組んでおります。今年度実施予定の事業所説明会についても来年度以降どのように続けるかは最終的に事業実施後に検討することになりますが、継続して実施できるよう意を払いながら進めてまいります。

(堺会長)

ありがとうございました。継続性は福祉にとって非常に大事な要素です。

#### **(4) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について**

事務局より「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実績報告について」  
説明

(堺会長)

補足を木下副会長お願いします。

(木下副会長)

この障害福祉計画ですが、今の説明のとおり地域生活支援拠点のところで平成30年に実施されてはおりますが、実態としてまだまだ課題があるかと思えます。特に夜間であればショートステイなどに注力しなければならないということと、先程相談員からも「80・50問題」の話であるとか、認知症の方の支援とかが概念化して進んでしまうという話で

した。また、今後協議会をいくつか立ち上げなければならないという中で、限られた人材の中でどのように運営していくのかということも、今後福祉計画の中でどのように位置づけていくのか、ここは大きな視点になると思います。また新たな計画を立てるにあたり何かとご協力いただければと思いますので宜しくお願いいたします。

(堺会長)

来年度までの計画ということであと2年有りますが、中身が広範囲にわたっておりますので、皆様のご意見を聞く時間がなく残念です。市民委員を公募する話もありましたが、この委員の中から建設的なご意見や実績に対する課題などを障害福祉課へご遠慮なく申し伝えていただきたいと思います。

それでは、その他の項目に入りたいと思います。

## (5) その他について

仲西委員より「厚生労働省 動画チャンネル」、丸山委員より「健康ポイント2019」エントリー募集のお知らせについて、事務局より「障がい者差別解消条例案、(仮称)「芦屋市障がいを理由とする差別をなくし あなたも私も主人公になれるまち条例」について」現在の取組状況」について説明

(仲西委員)

ご存知の方おられますでしょうか。私も最近知りましたが、検索サイトでこちらの手順通り検索しますと「地域生活を送る精神障害者を知ろう」というそれぞれのシリーズ動画を見ることができます。それぞれの患者さんの地域における日常生活の状況や簡単なインタビューを見ることができます。身近にそのような方がおられるということがわかりますのでお時間があるときに一度ご覧いただければと思います。

(堺会長)

御案内でした。どうぞご覧いただきますようお願いいたします。次に健康課から御案内があります。丸山委員お願いします。

(丸山委員)

こちらのチラシですが、市民が楽しみながら一歩外に出るきっかけとして今年度から実施している事業となります。内容としては、健康診査等を受けていただくことでポイントがたまれば記念品を抽選でお渡しするというものです。ポイントのため方にはいろいろあります。ご興味のある方は保健センターにお問い合わせいただければと思います。よろしく申し上げます。

(堺会長)

ありがとうございました。最後に木下副会長より報告です。

(木下副会長)

別の協議会で「芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会」というのがあり、そちらで今条例を作ろうとしています。その条例は阪神間では先行して実施している団体の明石市の助成制度であるとか紛争解決での話の場の設け方であるとか、災害の部分で障がいのある方への配慮の仕方について何か工夫できないかとか、決定ではないので現時点でお伝えできませんがそのような事柄について条例に明記していくなどを、今後作業部会等を通じて進めてまいりたいと思っております。差別解消法というのはとても固い名前ですが、どうかして市民の方に普及啓発していきたいという強い思いもあり水面下で動いています。詳細については事務局からご説明よろしく申し上げます。

(事務局)

現在の取組状況を簡単に報告いたします。芦屋市では、平成30年12月議会において山中市長から答弁いただきましたが、障がいを理由とする差別の解消に関する条例の制定について、芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会におきまして、具体化に向けて令和元年3月より検討しております。

この条例につきましては、平成28年4月1日より、国では「障害者差別解消法」が施行されたことに伴い、自治体においても徐々に条例化されてきております。

本市におきましても、先行する団体の条例を参考に素案を作り、本年度4月には実際の制定に向けた手続きや施行後の取組を研究するため、明石市並びに和歌山市を視察いたしました。本条例は、障がいに対する理解促進・啓発活動で、地道で継続的な取り組みが重要であり、地域の市民や事業者の方と共に取り組むことが重要なポイントであると考えております。

また、講師に障がいのある方の差別や権利等の分野で活躍されている岡山理科大学の准教授 川島 聡先生をお迎えして障がい者差別に関する最新の知見について講演会を実施しました。その後講演のあとに本市の条例素案についても評価いただきました。

現在は、障がい者団体をはじめ、関係者の方に順次条例案をご説明させていただき、ご意見等を頂戴しておるところです。今月23日には「令和元年度 第1回芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会」を開催いたしますので、協議会や部会を通じて皆さんのお考えを共有し、より良い条例案としていければと思います。簡単ではありますが、以上で報告とさせていただきます。

(堺会長)

それでは第1回芦屋市自立支援協議会を閉会します。ありがとうございました。

以 上